特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	健康増進に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岩美町は、健康増進に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

岩美町長

公表日

令和6年10月1日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報					
1. 特定個人情報ファ	イルを取り扱う事務				
①事務の名称 健康増進に関する事務					
②事務の概要	健康増進法(平成十四年法律第百三号)による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務であって主務省令で定めるものに係る事務を行う。 ■対象となる検診(一次及び精密)の種類 ・胃がん検診 ・大陽がん検診 ・・戸炎ウイルス検診 ・・乳がん検診 ・・肝炎ウイルス検診 ・・骨粗鬆症検診 ・・歯周疾患検診 ・歯周疾患検診 ■健康診査及びがん検診等の実施に関する事務 具体的な事務内容については以下のとおり。 ①毎年、各検診の受診年齢到達者および検診対象者に対して、受診勧奨および個別通知等を送付する。 ②医療機関で実施した各検診(一次、精密)について、検診結果の情報を健康管理システムに入力し、データ管理を行う。 ③一次検診の結果、要精密検査と判定された者の内、精密検査未受診者に対し受診勧奨を行う。 ④番号法の別表に基づいて、健康増進法による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。 ⑤健康増進法に基づき、生活習慣相談や栄養指導、その他の保健指導等を行う。				
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー				
2. 特定個人情報ファ	イル名				
住民健(検)診情報ファイル	レ、保健指導情報ファイル				
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 111項				

法令上の根拠 番号法第9条第1項 別表 111項 平成26年内閣府・総務省令第5号第54条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
	行政手続における特 第27号)第19条第8号		するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉課
②所属長の役職名	健康福祉課長

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求					
請求先	請求先 健康福祉課 681-0003 鳥取県岩美郡岩美町大字浦富1029番地2 0857-73-1322				
8. 特定個人情報ファイル	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ				
連絡先	連絡先 健康福祉課 681-0003 鳥取県岩美郡岩美町大字浦富1029番地2 0857-73-1322				
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した					
適用した理由					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		<選択肢>				
	いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点				
2. 取扱者	数 ————————————————————————————————————					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		<選択肢> [500人未満] 1)500人以上 2)500人未満				
	いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故					
	内に、評価実施機関において特定個 する重大事故が発生したか	<選択肢> [発生なし] 1) 発生あり 2) 発生なし				

Ⅲ しきい値判断結果

しきい <mark>値判断結果</mark>
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[基礎	項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び					
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。								
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワー	-クシステムを通じ	た入手を除く。)					
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分でま	ಶಿಕ]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分であ	გ გე]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分であ	5 5]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託]]委託しない				
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分であ	5 る]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
5. 特定個人情報の提供・移転	妘(委託や情報提供ネ	ペットワークシステム	を通じた提供を除く。) []提供・移転しない				
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[十分であ	5 る]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分であ	5 る]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分であ	5 5]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業	8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	二重チェックを行っている。					

9. 監査						
実施の有無	[] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査					
10. 従業者に対する	教育・啓発 					
従業者に対する教育・原						
11. 最も優先度が高	いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する					
最も優先度が高いと考 る対策	[8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <選択肢> 1)目的外の入手が行われるリスクへの対策 2)目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4)委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策 5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策 6)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7)情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9)従業者に対する教育・啓発					
当該対策は十分か【再						
判断の根拠	二重チェックを行っている。					

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月7日	I 関連情報		健康増進法(平成十四年法律第百三号)による事務を行う。 ■対象となる検診(一次及び精密)の種類・ ・ 対象となる検診(一次及び精密)の種類・ ・ 対象となる検診(一次及び精密)の種類・ ・ 対験がん検診・・ 対験がががらいるを検診・・ ・ 対して、大きがががらいるを表して、大きがががらいるというでは、対して、大きをでは、大きをで、大きをで、大きをで、大きをで、大きをで、大きをで、大きをで、大きをで	事前	
令和4年3月7日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事前	
		住民健診情報ファイル、保健指導情報ファイル	住民健(検)診情報ファイル、保健指導情報ファイル	事前	
令和4年3月7日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
令和4年3月7日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠		行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年5月 31日法律第27号)第19条第8号及び番号法別 表第二の102の2の項	事前	
令和4年3月7日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和3年9月30日 時点	令和4年3月7日 時点	事前	
令和4年3月7日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年9月30日 時点	令和4年3月7日 時点	事前	
令和4年3月7日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシス テムとの接続 目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か		十分である	事前	
令和4年3月7日 :	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシス テムとの接続 不正な提供が行われるリスク への対策は十分か		十分である	事前	
令和6年10月1日]	IV-4	委託しない	委託する	事後	
令和6年10月1日	IV-5	提供・移転しない	提供・移転する	事後	
		<u> </u>			